

ア イに掲げる職員以外の職員 次に定める時間

- (7) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間
(4) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた職員 次に定める時間及び月数

- (7) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(4) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、任命権者が定める期間において任命権者が定める時間及び月数

- (2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次に定める時間及び月数

ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月

- 2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。任命権者が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として任命権者が定める場合も、同様とする。

- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
（平成31年8月31日までの間における時間外勤務を命ずる月数の上限の特例）
2 平成31年8月31日までの間における改正後の第9条の4第1項第2号ウの規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

（揭示済）

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第12号

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則（平成24年宇治市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

事務嘱託員（専門）	10,465円	
-----------	---------	--

」を

「

事務嘱託員（専門）	10,465円	
参与	13,729円	

」に、

「

施設管理嘱託員	894円	
---------	------	--

」を

「

庁舎管理職員（管財）	1,282円	
施設管理嘱託員	894円	

」に改

める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市農業振興参与設置規則を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第13号

宇治市農業振興参与設置規則

（設置）

第1条 本市における農業の振興を図るため、産業地域振興部農林茶業課に参与を置く。

（職務）

第2条 参与は、上司の命を受け、農業の振興に関する事務に従事する。

（委嘱）

第3条 参与は、農業の振興に関する施策について深い関心と理解を有し、かつ、その職務を行うのに必要な経験、熱意及び能力を有すると認められる者のうちから市長が委嘱する。

（研修）

第4条 参与は、常にその職務を遂行するために必要な研修に努めなければならない。

（適用）

第5条 この規則に定めるもののほか、参与の報酬、服務等については、宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例（平成24年宇治市条例第17号）及び宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則（平成24年宇治市規則第21号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成31年4月19日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第14号

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年宇治市規則第59号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「105, 290円を」を「165, 150円を」に、「105, 290円」を「165, 150円」に、「57, 190円」を「70, 790円」に、「52, 650円を」を「82, 580円を」に、「52, 650円」を「82, 580円」に、「28, 600円」を「35, 400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

宇治市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成31年4月19日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第15号

宇治市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市火災予防条例施行規則（昭和55年宇治市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第8条の3（見出しを含む。）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。



宇治市告示第19号

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱

中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成16年宇治市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、平成31年3月31日」を「、平成32年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（掲示済）

宇治市告示第20号

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

中小企業融資利子補給金交付要綱（平成12年宇治市告示第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（掲示済）

宇治市告示第25号

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱（昭和59年宇治市告示第153号）の一部を次のように改正する。

別表中「93, 650円」を「94, 950円」に、「110, 290円」を「111, 730円」に、「45, 850円」を「46, 490円」に、「53, 510円」を「54, 220円」に、「168, 460円」を「169, 200円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

（掲示済）

宇治市告示第29号

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示

（宇治市技能功労者選考委員会要綱の一部改正）

第1条 宇治市技能功労者選考委員会要綱（昭和47年宇治市告示第88号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、市民環境部商工観光課」を「、産業地域振興部産業振興課において」に改める。

（宇治市産業会館運営協議会設置規程の一部改正）

第2条 宇治市産業会館運営協議会設置規程（昭和62年宇治市告示第54号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、市民環境部商工観光課」を「、産業地域振興部産業振興課」に改める。

（宇治市市の鳥選定委員会設置規程の一部改正）

第3条 宇治市市の鳥選定委員会設置規程（平成元年宇治市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、市民環境部農林茶業課」を「、産業地域振興部農林茶業課」に改める。

（宇治市文書区分等に関する要綱の一部改正）

第4条 宇治市文書区分等に関する要綱（平成10年宇治市告示第56号）の一部を次のように改正する。

別表の第4の部第1項第2号ア（オ）を次のように改める。

（イ）産業地域振興部

各課等の名称	部課コード	略号
文化自治振興課	2100100	産文

市民課	2 1 0 0 2 0 0	産市
農林茶業課	2 1 0 0 3 0 0	産農
観光振興課	2 1 0 0 3 5 0	産観
産業振興課	2 1 0 0 4 1 0	産業

別表の第4の部第1項第2号ア中（サ）を（シ）とし、（コ）を（サ）とし、（ケ）を（コ）とし、（ク）を（ケ）とし、（キ）を（ク）とし、（カ）を（ギ）とし、同号ア（オ）の次に次のように加える。

（ハ） 人権環境部

各課等の名称	部課コード	略号
人権啓発課	3 0 0 0 5 0 0	人啓
男女共同参画課	3 0 0 0 6 0 0	人共
環境企画課	3 0 0 0 7 5 0	人環
ごみ減量推進課	3 0 0 0 8 0 0	人減

別表の第4の部第1項第2号エ中「教育部学校教育課」を「教育部学校管理課」に、「1 0 0 0 3 0 0」を「1 0 0 0 3 1 0」に、「教学」を「教管」に、「教育部教育支援センター一貫教育課」を「教育部教育支援センター学校教育課」に、「1 0 6 0 1 0 0」を「1 0 6 0 1 1 0」に、「教支一」を「教支学」に改める。

（宇治市地域社会貢献者選考委員会設置規程の一部改正）

第5条 宇治市地域社会貢献者選考委員会設置規程（平成13年宇治市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、市民環境部文化自治振興課」を「、産業地域振興部文化自治振興課」に改める。

（宇治市いじめ防止対策連絡会議設置規程の一部改正）

第6条 宇治市いじめ防止対策連絡会議設置規程（平成27年宇治市告示第10号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、市民環境部人権啓発課」を「、人権環境部人権啓発課」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第30号

宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱の一部を改正する要綱

宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱（平成25年宇治市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「維持管理」を「事業の実施」に、「費用の一部」を「経費」に改め、同条第2項中「1, 200円」を「3, 600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第8条第2項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る園芸ひろば利用協力金について適用し、施行日前の利用に係る園芸ひろば利用協力金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前の日から引き続き施行日以後の日までの間を宇治市老人園芸ひろばを利用することができる期間として指定している場合における当該園芸ひろばの利用に係る園芸ひろば利用協力金については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市告示第31号

生活資金特別融資に係る宇治市保証料補給金及び利子補給金交付要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

生活資金特別融資に係る宇治市保証料補給金及び利子補給金交付要綱を廃止する要綱

生活資金特別融資に係る宇治市保証料補給金及び利子補給金交付要綱（平成6年宇治市告示第35号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に生活資金特別融資を受けた者に係る廃止前の生活資金特別融資に係る宇治市保証料補給金及び利子補給金交付要綱の規定は、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市告示第37号

農地中間管理事業に関する協議結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項の規定により次のとおり公表します。

平成31年4月19日

宇治市長 山本 正

- 協議の場を設けた区域の範囲
宇治市地区（宇治市内集落）
- 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月15日
- 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
経営体数
法人 5経営体
個人 49経営体
集落営農（任意組織） 0組織
- 当該区域における農業の将来の在り方
市内認定農業者、認定新規就農者及び京丹農場プランに位置づける地域の中核的担い手を地域農業の担い手として位置付け、効率的な営農が展開できるよう面的な農地集積や各種補助施策の活用を積極的に進める。
- 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地の出し手に対し、農地中間管理機構の活用を促す。

訓 令 甲

宇治市訓令甲第1号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（宇治市警備員規程の一部改正）

第1条 宇治市警備員規程（昭和40年宇治市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号エの表中「

を

市民環境部市民課
市民環境部市民課
市民環境部環境企画課
市民環境部ごみ減量推進課

「産業地域振興部市民課」に改める。

産業地域振興部市民課
産業地域振興部市民課
人権環境部環境企画課
人権環境部ごみ減量推進課

（宇治市庁議等に関する規程の一部改正）

第2条 宇治市庁議等に関する規程（昭和56年宇治市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第10条第2項中「、市民環境部担当部長」を削る。

（宇治市事務決裁規程の一部改正）

第3条 宇治市事務決裁規程（昭和58年宇治市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第9号及び第10号中「、市民環境部文化自治振興課」を「、産業地域振興部文化自治振興課」に改め、同項第15号中「、市民環境部人権啓発課」を「、人権環境部人権啓発課」に改め、同項第21号中「、市民環境部文化自治振興課」を「、産業地域振興部文化自治振興課」に改め、同項第22号中「、市民環境部男女共同参画課」を「、人権環境部男女共同参画課」に改める。

別表第2政策経営部政策推進課に関する事項の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同表総務部総務課に関する事項の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同表市民環境部文化自治振興課に関する事項の項中「市民環境部文化自治振興課」を「産業地域振興部文化自治振興課」に改め、同表市民環境部市民課に関する事項の項中「市民環境部市民課」を「産業地域振興部市民課」に改め、同表市民環境部農林茶業課に関する事項の項中「市民環境部農林茶業課」を「産業地域振興部農林茶業課」に改め、同表市民環境部商工観光課に関する事項の項中「市民環境部商工観光課」を「産業地域振興部観光振興課」に、「副課長」を「」に改め、同項中第1号から

副課長

第12号までを削り、第13号を第1号とし、第14号を第2号とし、同項第15号中「前各号」を「前2号」に、

「○」を「○」に改め、同号を同項第3号とし、同

○	○	○	○
---	---	---	---

表市民環境部産業推進課に関する事項の項中「市民環境部産業推進課」を「産業地域振興部産業振興課」に、

「主幹」を「副課長」に改め、同項中第9号を第22号と

主幹	副課長
--	---

し、同項第8号中「の産業振興」を「産業の振興」に改め、同号を同項第21号とし、同項第7号中「の産業振興」を「産業の振興」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第6号を第19号とし、第2号から第5号までを13号ずつ繰り下げ、第1号を第14号とし、同号の前に次の13号を加える。

(1) 中小企業低利融資のあつせん												
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を決定すること。					○			
(2) 中小企業低利融資の可否を通 知すること。					○			
(3) 中小企業融資に係る補給金の 交付（支出負担行為を含む。） を決定すること。					○			
(4) 計量器の定期検査に関するこ と。					○			
(5) 産業会館の管理及び運営に関 すること。					○			
(6) 商店街振興組合等の設立許可 等に関すること。								
ア 重要なもの			○					
イ 軽易なもの					○			
(7) 中小企業信用保険法（昭和2 5年法律第264号）に基づく 認定に関すること。					○			
(8) 勤労者住宅融資の調査に関す ること。					○			
(9) 勤労者住宅融資のあつせんを 決定すること。					○			
(10) 健康保険日雇特例被保険者事 務に係る証明等の処理に関する こと。					○			
(11) 育児休業資金融資に係る補助 金の交付（支出負担行為を含む 。）を決定すること。					○			
(12) 生活資金特別融資に係る補助 金の交付（支出負担行為を含む 。）を決定すること。					○			
(13) プレミアム付商品券に関する こと。								
ア 特に重要なもの			○					
イ 重要なもの				○				
ウ 比較的重要なもの					○			
エ 軽易なもの						○		

別表第2市民環境部人権啓発課に関する事項の項中「市民環境部人権啓発課」を「人権環境部人権啓発課」に、

「担当」を「部長」に改め、同表市民環境部男女共同参画課

担当	部長
--	--

に関する事項の項中「市民環境部男女共同参画課」を「人権環境部男女共同参画課」に、「担当」を「部長」に改め、同表市

担当	部長
--	--

民環境部環境企画課に関する事項の項中「市民環境部環境企画課」を「人権環境部環境企画課」に、「担当」を「部長」に改

担当	部長
--	--

め、同表市民環境部ごみ減量推進課に関する事項の項中「市民環境部ごみ減量推進課」を「人権環境部ごみ減量推進課」に、

「担当」を「部長」に改め、同表福祉こども部保育支援課に

担当	部長
--	--

」
」
関する事項の項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 幼児教育・保育の無償化に関する こと。				○		
-----------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第2健康長寿部年金医療課に関する事項の項中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 年金生活者支援給付金に関する こと。				○		
----------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第2建設部維持課に関する事項の項第2号中「機動班」を「機動修理班」に改め、同表建設部住宅課に関する事項の項中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 空き家対策に関すること。						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○		

（特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部改正）

第4条 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程（平成17年宇治市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職	掌理事務
危機管理監	危機管理に関すること。
理事	建設部、都市整備部及び建設総括室に属する事務の調整に関すること。
危機管理室主幹	(1) 危機管理に関すること。
危機管理室主幹	(2) 防災計画に関すること。
市長公室	秘書広報課主幹 公用車の運行及び管理に関すること。
産業地域振興部	産業戦略参事 産業戦略に関すること。 参事 環境企画課に属する事務に関すること。 文化自治振興課主幹 平盛ふれあいセンターの管理及び運営に関すること。 文化自治振興課主幹 (1) 市民相談に関すること。 (2) 消費生活等に関すること。 産業振興課主幹 プレミアム付商品券に関すること。
人権環境部	人権啓発課主幹 コミュニティワークうじ館の管理及び運営に関すること。 人権啓発課主幹 コミュニティワークこはた館の管理及び運営に関すること。 男女共同参画課主幹 男女共同参画の推進及び男女共同参画支援センターに関すること。
福祉子ども部	子ども福祉課主幹 (1) 地域子育て支援拠点事業に関すること。 (2) 子育て支援の調整に関すること。 子ども福祉課主幹 (3) ファミリーサポートセンター事業に関すること。 (4) 子ども家庭相談に関すること。 保健推進課主幹 発達支援に関すること。
健康長	国民健康保険課 特定健診・特定保健指導事業に関

寿部	主幹	すること。
建設総括室主幹		(1) 国、京都府等の大型事業の連絡調整等に関すること。 (2) 建設部及び都市整備部に属する主要事務事業の進行管理及び検査に関すること。 (3) 職員の技術的指導及び関係業者の指導に関すること。
建設総括室主幹		
建設部	建設総務課主幹	道路等の境界明示に関すること。
	住宅課担当課長	空き家対策の推進に関すること。
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課主幹	空き家対策に関すること。
都市整備部	都市計画課主幹	都市計画に関すること。
	建築指導課主幹	建築審査に関すること。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市訓令甲第2号

メール車運行規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

メール車運行規程の一部を改正する規程

メール車運行規程（平成元年宇治市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項中「毎日」を「うち」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時にメール車を運行することができる。

第3条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「に規定する一般職員の」を「第10条第1項に規定する」に改め、同項第3号中「主管課長が認めた」を「市長が必要があると認め」に改め、同条第3項中「の理由」を「に掲げる理由」に、「、主管課長は、その旨」を「、秘書広報課長はその旨」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市訓令甲第3号

宇治市業者選定委員会設置規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市業者選定委員会設置規程の一部を改正する規程

宇治市業者選定委員会設置規程（平成6年宇治市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 産業地域振興部長

(8) 人権環境部長

第7条第3項第3号を次のように改める。

(3) 産業地域振興部副部長

第7条第3項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 人権環境部副部長

第9条第3項ただし書を削る。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市訓令甲第4号

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程の一部を改正する規程

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程（平成11年宇治市訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条の2」を「第9条の5」に、「規定する勤務」を「規定する時間外勤務」に改める。

第2条第1項及び第3条第1項第5号中「第9条の2第1項」を「第9条の5第1項」に改める。

第4条後段中「第9条の2第1項」を「第9条の5第1項」に、「第9条の2第4項」を「第9条の5第4項」に改める。

第5条第1項前段及び第2項並びに第6条第1項第5号及び第2項第2号中「第9条の2第2項」を「第9条の5第2項」に改める。

第7条後段中「第9条の2第2項」を「第9条の5第2項」に、「第9条の2第4項」を「第9条の5第4項」に改める。

別記様式第1号中「第9条の2第2項」を「第9条の5第2項」に、「第9条の2第3項」を「第9条の5第3項」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

消 防 本 部

宇治市消防本部訓令甲第2号

主幹の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市消防長 中谷 俊哉

主幹の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程

主幹の掌理する事務を定める規程（平成元年消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改める。

第2条の表中

「
」を

担当名	掌理事務
消防総務課主幹	消防団に関すること。

「
」に改める。

担当名	掌理事務

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第2号

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和57年宇治市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「
」を「
」に改め、「学

学校教育課

学校管理課

事係」を削り、「
」を

一貫教育課

教育指導係

教育振興係

「
」に、「適応指導係」を

学校教育課

学事係

教育指導係

「児童生徒支援係」に改める。

別表第2教育総務課の部企画庶務係の項第19号中「属さない」を「属しない」に改め、同表学校教育課の部中「学校教育課」を「学校管理課」に改め、同部中学事係の項を削り、同表教育支援センター一貫教育課の部中「教育支援センター一貫教育課」を「教育支援センター学校教育課」に改め、同部教育指導係の項第3号中「生徒指導」を「児童及び生徒の指導」に改め、同項第8号中「課の庶務」を「学力の充実及び向上」に改め、同項第9号中「に関する」を「及び教育振興に関する」に改め、同号を同項第13号とし、同項第8号の次に次の4号を加える。

(9) 小中一貫教育の推進に関すること。

(10) 宇治学の推進に関すること。

(11) 理数教育の推進に関すること。

(12) 教育広報に関すること。

別表第2教育支援センター一貫教育課の部教育指導係の項の前に次の1項を加える。

学事係

(1) 教材及び教具の整備に関すること。

(2) 就学援助、就学奨励及び就園奨励に関すること。

(3) 市立幼稚園の保育料に関すること。

(4) 私立幼稚園に関すること。

(5) 学校の予算及び決算に関すること。

(6) 学校の設置、廃止及び位置変更に関すること。

(7) 学校への就学及び就園（特別支援教育に係るものを除く。）並びに児童、生徒及び園児の転出入に関すること。

(8) 通学区の調整、認定、変更及び照会に関すること。

- (9) 月報に関すること。
 (10) 教科書の給与に関すること。
 (11) その他学事に関すること。

別表第2教育支援センター一貫教育課の部教育振興係の項を削り、同表教育支援センター教育支援課の部学校支援係の項第1号中「生徒指導」を「指導」に改め、同項第3号中「生徒指導」を「児童及び生徒の指導」に、「学校不適応」を「不登校の児童及び生徒の支援」に改め、同項第5号中「児童生徒」を「児童及び生徒」に改め、同部適応指導係の項中「適応指導係」を「児童生徒支援係」に改め、同項第1号及び第2号中「学校不適応についての生徒指導」を「不登校の児童及び生徒の支援」に改め、同項第3号中「学校不適応についての保護者等の」を「不登校の児童及び生徒の保護者その他の関係者に係る」に改め、同項第6号中「学校不適応」を「不登校の児童及び生徒に係る支援」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市教育委員会
 教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第3号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(宇治市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 宇治市教育委員会公印規則（昭和50年宇治市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校教育課長

」を「

教育支援センター学校教育課長

」に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号中

教育総務課				
課長	係長	係員	課長	係長

を

教育総務課						
課長	副課長	係長	係員	課長	副課長	係長

に改める。

(笠取地区スクールバス運行規則の一部改正)

第2条 笠取地区スクールバス運行規則（昭和54年宇治市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、学校教育課長」を「、学校管理課長」に改める。

第4条第2項中「または危険な場合等」を「である場合、危険な場合等において」に、「学校教育課長」を「学校管理課長」に改める。

第6条中「つど」を「都度」に、「学校教育課長」を「学校管理課長」に改める。

第7条中「学校教育課長および」を「学校管理課長及び」に改める。

(宇治市就学指導委員会規則の一部改正)

第3条 宇治市就学指導委員会規則（昭和57年宇治市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「、教育部教育支援センター一貫教育課」を「、教育部教育支援センター学校教育課」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市図書館規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市教育委員会
 教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第4号

宇治市図書館規則の一部を改正する規則

宇治市図書館規則（昭和59年宇治市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第9条」を「第10条」に、「図書貸出申込書」を「図書貸出券申込（届出）書」に改める。

第6条中「館長」を「申込書により館長」に改める。

第10条第1項中「同時」を「対し、同時」に、「のできる」を「ができる」に、「とする」を「とし、貸出期間は、貸出日の翌日から3週間とする」に改め、同条第2項を削る。

第12条第2項中「対する」を「対し、同時に貸出しをすることができ」に、「貸出数量」を「数量」に、「、6月以内」を「、貸出日の翌日から6月」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(郵送貸出し)

第12条の2 身体の障害その他のやむを得ない理由により来館することが著しく困難であると中央図書館長が認めた者で、第4条第2項第1号の規定に該当するものは、郵送による図書館資料の貸出し（以下「郵送貸出し」という。）を受けることができる。

2 郵送貸出しについては、第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第10条中「3週間」とあるのは「4週間」と、第11条各号列記以外の部分中「館長」とあるのは「中央図書館長」と読み替えるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、郵送貸出しについて必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

第16条第3項本文中「貸出し」を「視覚障害者に対し、同時に貸出し」に、「のできる」を「ができる」に、「、1月以内」を「、貸出日の翌日から4週間」に改める。

第17条第1項中「中央図書館の」を「中央館の」に、「を中央図書館長に提出しなければ」を「により中央図書館長に申請しなければ」に改め、同条第2項本文中「申請」を「規定による申請」に改める。

第22条中「中央図書館」を「中央館」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第4条、第6条、第8条関係）

☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 再交付

図書貸出券申込（届出）書

貸出券番号

--	--	--	--	--	--	--	--

受付日

氏名 (ふりがな)	()	生年月日	年 月 日
住所	郵便番号		
電話番号	自宅	携帯	
インターネットサービス	利用する 利用しない		
市外の方は勤務先 又は学校名	勤務先電話番号		

備考 宇治市図書館規則第4条第2項第4号の規定に該当する方は、「市外の方は勤務先
又は学校名」欄の記入を省略することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第1号の規定により作成されている図書貸出申込書は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市教育委員会告示第8号

宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱

宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱（昭和56年宇治市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、教育部教育支援センター一貫教育課」を「、教育部教育支援センター学校教育課」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市教育委員会教育長訓令第2号

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程

(宇治市立小・中学校教材審議委員会規程の一部改正)

第1条 宇治市立小・中学校教材審議委員会規程（昭和57年宇治市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、教育部学校教育課」を「、教育部教育支援センター学校教育課」に改める。

(宇治市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第2条 宇治市教育委員会事務決裁規程（昭和59年宇治市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第13号ア及び第14号ア中「学校教育課長」を「学校管理課長」に改め、同項第15号中「学校教育課長」を「教育支援センター学校教育課長」に改め、同項第16号及び第17号中「生徒指導」を「児童及び生徒の指導」に、「教育支援課長」を「教育支援センター教育支援課長」に改める。

別表第2学校教育課に関する事項の項中「学校教育課」を「学校管理課」に改め、同項中第9号から第19号までを削り、同項第20号中「学校管理運営規則」を「宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和58年宇治市教育委員会規則第1号。以下「学校管理運営規則」という。）」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第21号を削り、第22号を第10号とし、第23号から第25号までを12号ずつ繰り上げ、同項第26号中「宇治市学校給食会」を「学校給食会」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第27号を第15号とし、第28号から第30号までを12号ずつ繰り上げ、同表生涯学習課に関する事項の項中「

参事

副部長

センター一貫教育課に関する事項の項中「教育支援センター一貫

教育課」を「教育支援センター学校教育課」に改め、同項中第13号を第25号とし、同項第12号を次のように改める。

④ 学力の充実及び向上に関すること					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	

別表第2教育支援センター一貫教育課に関する事項の項中第11号を第23号とし、第4号から第10号までを12号ずつ繰り下げ、同項第3号中「生徒指導」を「児童及び生徒の指導」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第2号を第14号とし、第1号を第13号とし、同号の前に次の12号を加える。

(1) 学校の設置、廃止及び位置変更に関すること。	○				
(2) 通学区の調整、認定、変更及び照会に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(3) 児童及び生徒の就学通知書に関すること。				○	
(4) 児童及び生徒の通学区外通学に関すること。				○	
(5) 教科用図書に関すること。	○				
(6) 宇治市就学援助規則（昭和55年宇治市教育委員会規則第9号）第2条に規定する児童及び生徒の認定及び就学援助費の支給に関すること（支出負担行為を決定することを含む。）。					
ア 基準の明確なもの				○	
イ 基準の明確でないもの		○			
(7) 特別支援教育就学奨励事業の児童及び生徒を認定すること。				○	
(8) 私立幼稚園就園助成費の交付を決定すること（支出負担行為を決定することを含む。）。				○	
(9) 園児の募集方針に関すること。	○				
(10) 入園の許可に関すること。				○	
(11) 学校管理運営規則第3条第1項第7号及び第2項並びに第6条第2項の承認並びに幼稚園規則第5条第2項の承認をすること。				○	
(12) 月報に係る事務の処理に関すること。				○	

別表第2教育支援センター教育支援課に関する事項の項第3号中「生徒指導」を「児童及び生徒の指導及び支援」に改める。

（センター長等の掌理する事務を定める規程の一部改正）

第3条 センター長等の掌理する事務を定める規程（平成27年宇治市教育委員会教育長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「参事、主幹」を「主幹」に改める。

別表中

「	を
参事	生涯学習課に属する事務に関するこ

	と。
教育支援センター一貫教育課総括指導主事	小中一貫教育の推進及び教育振興に係る専門的事項に関すること。

「

教育支援センター学校教育課総括指導主事	小中一貫教育の推進及び教育振興並びに学校教育活動に係る専門的事項に関すること。
---------------------	---

」

、「適応指導」を「不登校の児童及び生徒の支援」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（揭示済）

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第33号

特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日を次のとおり定めます。

平成31年4月8日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

平成31年4月8日

（揭示済）

公平委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市公平委員会
委員長 後藤 美穂

宇治市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宇治市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「担当の室長」を「及び空き家対策担当の室長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（揭示済）

公営企業

宇治市上下水道事業管理規程第1号

宇治市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部事務分掌規程（昭和58年宇治市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表下水道建設課事業第1系の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 公共下水道管きよ（汚水に係るものに限る。）の維持及び修繕（長寿命化に係る設計及び工事に限る。）に関すること。

別表下水道管理課管理係の項第3号中「維持補修」を「維持及び修繕（長寿命化に係る設計及び工事を除く。）」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市上下水道事業管理規程第2号

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係規程の整備に関する規程を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係規程の整備に関する規程

（宇治市水道事業給水条例第10条に規定する加入金の徴収等に関する規程の一部改正）

第1条 宇治市水道事業給水条例第10条に規定する加入金の徴収等に関する規程（平成22年宇治市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の一部改正）

第2条 洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程（平成26年宇治市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第3条中「100分の108」を「100分の110」に、「額」を「額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。

（宇治市水道事業給水条例第10条に規定する加入金の徴収等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の宇治市水道事業給水条例第10条に規定する加入金の徴収等に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

（洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の規定は、施行日以後の洗管又は水張りの申込みに係る料金について適用し、施行日前の洗管又は水張りの申込みに係る料金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市上下水道事業管理規程第3号

技術参事等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

技術参事等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程

技術参事等の掌理する事務を定める規程（平成5年宇治市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

下水道管理課主幹	下水道施設の維持管理に関すること。
----------	-------------------

」を

「

下水道計画課主幹	下水道事業に係る計画に関すること。
下水道管理課主幹	下水道施設の維持管理に関すること。

」に

改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市上下水道事業管理規程第4号

宇治市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部事務決裁規程（昭和58年宇治市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6条後段を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、技術参事、副課長及び主幹が専決する事項に係る別表第1の規定の適用については、同表中「副部長」とあるのは「技術参事」と、「課長」とあるのは「副課長又は主幹」とする。

3 第1項の場合において、主幹が専決する事項に係る別表第2の規定の適用については、同表中「副課長」とあるのは、「主幹」とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市上下水道事業管理規程第5号

宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成31年4月1日

宇治市長 山本 正

宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

宇治市水道事業給水条例施行規程（昭和54年宇治市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「

1, 628, 000円	1, 844, 000円
--------------	--------------

を「

1, 603, 000円	1, 830, 000円
--------------	--------------

」に、

「1, 844, 000円に」を「1, 830, 000円に」に、「221, 000円」を「224, 000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市上下水道事業公告第3号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、平成31年3月22日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

平成31年4月19日

宇治市長 山本 正

指定番号 第464号 株式会社MIZUSAPO

